

深浦町指定介護予防支援事業所運営規定

(目的)

第1条 この規定は、深浦町が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定めることにより、介護予防支援事業（以下「事業」という。）の円滑かつ安定的な推進を図り、もって利用者の立場に立った介護予防支援の提供に資することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（介護保険法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者及び地域密着型介護サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

3 事業所は、事業の実施に当たっては、地域の保健、医療及び福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 深浦町地域包括支援センター
- (2) 所在地 深浦町大字広戸字家野上 104-1

(職員の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 担当職員
指定介護予防支援の業務を行う。
 - ア 事務長
 - イ 保健師
 - ウ 主任介護支援専門員
 - エ 社会福祉士
 - オ その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員

(運営日及び運営時間)

第5条 事業所の運営日及び運営時間は、次のとおりとする。

- (1) 運営日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 運営時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

(指定介護予防支援の提供方法等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)の規定により行うものとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、深浦町全域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 事業所の職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生したときは、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第9条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(業務の委託)

第10条 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に実施できるよう業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

(虐待の防止)

第 11 条 虐待の発生またはその対策を防止するため検討委員会を定期的を開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。

2 虐待防止の指針を整備する。

3 職員及び委託先である指定居宅介護支援事業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他)

第 12 条 この規定に定めるもののほか、事業所の運営に関して必要な事項は、関係機関と協議の上、町長が別に定める。